

／ 気をつけて！ ／

# 悪質業者は若者を狙っています！

成人したばかりの若者を狙った悪質商法の被害が後を絶ちません。成人すると、自分だけの判断で契約したり、お金を借りたりできるようになる一方で、消費者トラブルにあう危険が増えてしまいます。悪質業者は、自分で契約できるオトナでありながらも、社会経験が乏しくだまされやすい若者を狙っています。「私は狙われている」という自覚をもって、トラブルに巻き込まれないよう自衛していきましょう！

監修／東京経済大学教授・弁護士 村 千鶴子

無料商法

デート商法

マルチ商法

投資詐欺

成人したとたんに  
狙われる!?

就職商法

バイト詐欺



# 私たちは、毎日「契約」している!

## 契約ってなんだろう?

「契約」と聞くと、難しい書類にいくつも印鑑を押す場面を思い浮かべるかもしれません。でも実はもっと身近で、誰もが毎日していることです。

「契約」とは、当事者同士で結ぶ約束のことで、お互いの権利・義務に関して法的拘束力を持ちます。売り手と買い手の意思が一致し、商品と代金のやり取りを約束したとき、「契約が成立」します。

契約するかしないかは個人の自由ですが、いったん契約すれば、互いにその合意の内容を守らなければいけません。一方的に契約を変更したり、やめたりすることは、原則としてできません。

契約とは



これも全て  
契約です!



電車・バスに乗る



携帯電話を使う



外食をする



美容院で髪を切る

Q

契約するときに契約書にサインしたことがないけど?

**A** 契約は必ず契約書を交わさなければいけないわけではありません。日常お店で商品やサービスを購入する場合、商品やサービスの引き渡しと代金の支払いが同時にその場で完了するため、わざわざ契約書を交わす必要がないからです。一方、代金が高額な契約や、長期にわたる契約、その場で引き渡しができない契約などは、内容を書面に残したほうが互いに安心できるため、契約書をつくりまします。小さな文字でもきちんと目を通しましょう。



Q

店によっては買った後でも返品を受け付けてくれるよね?

**A** 店と客の双方が合意し、商品と代金の交換をした時点で売買契約は完了しています。通常は、購入後に客側の都合だけで返品はできません。今、多くの店舗が対応している商品の返品は、契約に基づく義務ではなく、サービスのひとつです。返品に対応するもしないも店の方針次第で、店側が「返品できません」という方針を打ち出せば、客の一方的な都合で返品はできません。



# 知ってる? 成人するとなくなる法律の保護

## 「契約」に関する成人と未成年の違い

成人と未成年には、「契約」に関して明確な区切りがあることを知っていますか?

**成人(成年)** 自らの判断だけで契約を結ぶことができる

**未成年** 契約するとき、法定代理人(親など)の同意が必要



「未成年だけど一人で毎日契約しているのに」と不思議に思う人もいるでしょう。もちろん未成年者も日々契約していますが、実はそれは“小遣いの範囲内”の金額に限られます。“小遣いの範囲”がいくらかは決まっていますが、電車に乗る、本を買う、映画を見るなどの契約は問題なくできます。しかし、携帯電話の契約や高額な買い物のローン契約などは、法定代理人(親など)の同意が求められます。

Q

なぜ法定代理人の同意が必要なの?

**A** 未成年者は成人と比較して、取引の知識や経験が不足しており、また判断能力も不十分なため、契約で不利益を被らないように法律で保護する必要があります。

## 未成年者は法律で守られている!

では、法定代理人の同意がないまま未成年者が契約した場合はどうなるのでしょうか? 実は法律で、「法定代理人の同意なく未成年者がした契約は、取り消すことができる」と定められています。未成年者は法律で保護されているのです。



**注意!** こんな場合は未成年者の契約でも取り消せません!

- お小遣いによる契約
- 「成人している」「親の承諾がある」とうそをついてした契約
- 親に許可された営業(仕事)に関する取引
- 成人した後で追認した場合(未成年者のときに契約し、成人してから商品を受け取ったり代金を支払ったりした場合) など

## 成人になったらたん、近づいてくる悪質業者

世の中には、残念なことにはたくさんの悪質業者がいて、毎年多くの消費者トラブルが発生しています。「今まで大丈夫だったから、私は絶対にだまされない」という考えは大間違い。相手が未成年者では、だまして契約させても後から取り消されてしまうため、悪質業者は未成年者を狙いません。これまでは法律で守られていたのです。

人をだまして商品やサービスを契約させる悪質業者にとって、社会経験の浅い若者は絶好のカモです。成人すれば「未成年者取り消し」はできません。未成年から成人へ——ほんの1日で社会経験も判断能力も何も変わらないのに、成人になったらたん、法律の保護はなくなり、悪質業者があなたを狙ってくるのです。



● 投資詐欺



成人したとたんに、怪しげな投資話にだまされ被害にあう若者が増えています。「絶対にもうかる」「毎月数十万円の配当がある」などは全てうそで、SNS上の写真も興味をひくためのエサでしかありません。世の中に「誰でも簡単にもうかる」投資はありません。うますぎる話はまず疑ってかかりましょう。

- 対策**
- ✓ 投資には必ずリスクがある。「絶対にもうかる」と言われた時点で詐欺なのできっぱりと断る。
  - ✓ SNS上の情報や写真にはうそがまぎれていることを常に頭に置いておく。
  - ✓ 「簡単にもうかる」話には近づかない。

● マルチ商法 (ネットワークビジネス)



マルチ商法とは、商品やサービスを契約して組織に加入し、その商品を販売しながら友人などを誘い、新たに加入させることでマージンが支払われる仕組みです。もうかるのは組織の上部にいる人間だけで、商売経験の乏しい人がやっても、借金や商品の在庫を大量に抱えたり、友人や知人を無理やり勧誘して人間関係を悪化させたりする場合があります。

- 対策**
- ✓ 目的やテーマがはっきりしないセミナーやイベントは警戒する。
  - ✓ 先輩や知人、友人の誘いであっても、嫌なことはきっぱりと断る。

● バイト詐欺



「できるだけ高収入で、簡単なバイトがしたい」という気持ちは分かります。しかしそれが違法行為だったり、犯罪に加担するものだったりした場合、取り返しがつかなくなります。ほかと比較してあまりにも高収入な仕事には、それなりの理由があるものです。安易に手を出すのは危険です。

- 対策**
- ✓ ネット上には危ない情報も溢れていることを肝に銘じる。
  - ✓ ほかの仕事と比較して極端に賃金が高いバイトは警戒する。
  - ✓ 少しでも「ヤバイかも」と思ったら、手を出さない。

● デート商法



恋愛感情を利用して商品やサービスを契約させるデート商法。SNSや街角で声をかけ、調子のいい言葉で相手に好意をもたせた後で、高額な商品やサービスを勧められます。出会い系サイトや婚活パーティーなどで出会った相手から被害にあうケースもあります。

- 対策**
- ✓ 好意をもたせるような言動は、高額な商品を買わせるため。安易に信用しない。
  - ✓ 必要のないものはきっぱりと断る。

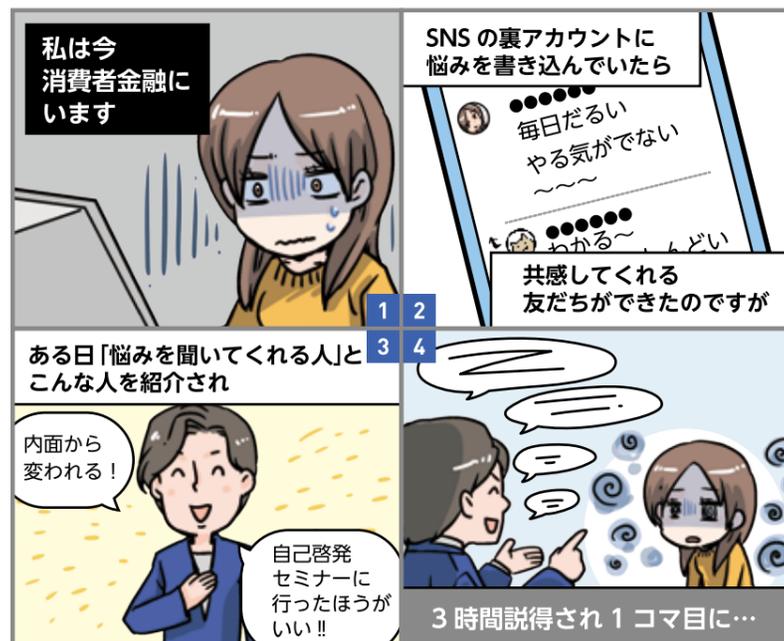
**注意ワード**

## 借金・ローン

成人すると消費者金融やカードローンなどでお金を借りられるようになるため、借金のトラブルも増加します。「お金がない」と断ったが、消費者金融に連れられて断りきれずに借金をしてしまった。「買えない」と言ったのに「ローンなら払える」と無理やりローンを組まされたなど、お金を借りられる年齢であることを逆にとられて被害にあっています。

## 若者を狙う悪質商法 不安に付け込まれて…

### 自己啓発セミナー勧誘トラブル



悩み事やコンプレックスを抱える人の弱みに付け込み、自己啓発セミナーなどに強引に勧誘するトラブルが増えています。セミナー全てが悪質なものではありませんが、「考えたい」と言っても時間をくれなかったり、「帰りたい」と言っても帰らせてくれなかったりする業者は危険です。

#### 対策

- ✓ SNS で知り合った人を簡単に信用しない。
- ✓ 必要のないものはきっぱりと断る。
- ✓ 断るのが苦手だという人は、誘われても会わない。個室に入らない。

### 就職商法



就職活動中の不安な心理に付け込み、就活塾などへの入会を強引に迫ってきます。また「就職に有利になる資格がとれる」と高額なテキストや講座に勧誘する手口もあります。情報が正しいのかどうか、本当に自分に必要なものなのかどうか、よく精査するようにしましょう。

#### 対策

- ✓ アンケートなどに安易に個人情報を書き込むのは控える。
- ✓ 契約する前に、本当に自分に必要かどうか落ち着いて考える。

#### 注意ワード

### SNS

以前は大学の先輩やアルバイト先の同僚からの勧誘がきっかけでマルチ商法などに誘われる被害が多く報告されていましたが、現在では、きっかけが SNS に変わってきています。SNS で知り合った人と直接会ってみたら、怪しい投資に勧誘された。SNS で意気投合した人にコンサートチケットを売ってもらう約束をしたが、お金を振り込んでもチケットが送られてこない。そんなトラブルが増えています。



## その他、若者に多いトラブル

### 無料商法



#### 対策

- ✓ 断るのが苦手な人や、流されてしまいがちな人は、「無料」や「体験」などに近づかない。
- ✓ その場で契約せずに、時間を置いて落ち着いて考える。

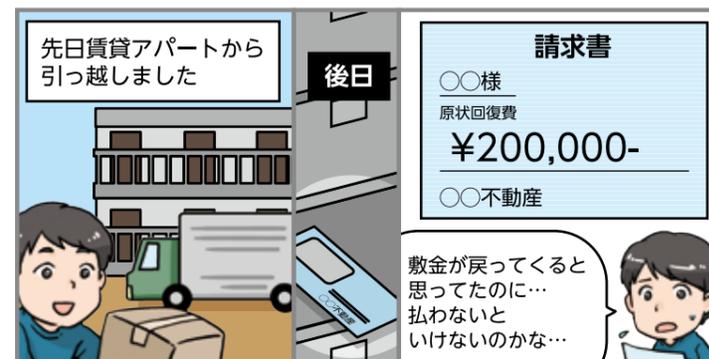
### タレント・モデル養成のトラブル



#### 対策

- ✓ お金を出せば夢がかなうわけではない。冷静になろう。
- ✓ 事務所の情報や信頼性をよく調べてから応募する。

### 賃貸アパートの契約トラブル



賃貸住宅の原状回復費用で納得できないときは、家主側に十分な説明を求め、複数の業者から見積もりを提示してもらいましょう。

#### 対策

- ✓ 入居時の状態を写真に撮っておく。
- ✓ 退去時はできるだけ自分が立ち会うようにする。
- ✓ 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000020.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html)

#### 注意ワード

### スマホ

いつでもどこでもネットにつながり、多種多様な情報を入手できることは便利ですが、情報が膨大すぎてどれが正しく、どれが怪しいのか取捨選択するのは非常に難しいもの。「簡単 バイト」「ブランド セール」などキーワードで検索し、上位に出てきた情報を安易に信じてトラブルに陥るケースが増えています。



契約した後もあきらめない!

# 契約を解除したり、中途解約 できる場合があります!

## クーリング・オフ

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味で、消費者がいったん申し込みや契約をした場合でも、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば違約金を払うことなく無条件で契約を解除できる制度です。訪問販売などの不意打ち的な販売方法や、仕組みが複雑で契約内容を理解するのが難しい取引などが対象です。

### クーリング・オフができる取引と期間

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む）	8日間
電話勧誘販売 （電話勧誘による商品やサービス等の契約）	8日間
特定継続的役務提供 （エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	8日間
訪問購入（店舗以外の場所で、事業者が消費者から買い取る契約）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引 （サイドビジネス商法、モニター商法）	20日間

\* 通信販売で買ったものや、3,000円未満の現金取引など、クーリング・オフができないものもあります。詳しくは消費生活センターなどにお問い合わせください。

上記以外でも、強迫によって契約させられた場合や、重要事項についてうそをつかれて契約させられた場合などは、契約を取り消すことができます。諦めずにできるだけ早く消費生活センターなどに相談しましょう。

困ったときは、一人で悩まずすぐ相談!  
消費者ホットライン

いやや!

188

お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。



## 中途解約

下の7種の継続的なサービスは、契約総額5万円、期間2か月（エステティック・美容医療は1か月）を超える契約であれば、サービスを利用してしまっても解約料を払うことによって中途解約ができます。

### 継続的なサービス契約の解約料の上限

サービスの種類	利用開始前	利用開始後（下記のいずれか低い額）
エステティック	2万円	未使用サービス料金の1割か2万円
美容医療	2万円	未使用サービス料金の2割か5万円
語学教室	1万5千円	未使用サービス料金の2割か5万円
家庭教師	2万円	月謝相当額か5万円
学習塾	1万1千円	月謝相当額か2万円
パソコン教室	1万5千円	未使用サービス料金の2割か5万円
結婚相手紹介サービス	3万円	未使用サービス料金の2割か2万円

### 【広島県消費生活センター】

〔受付時間〕 月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

〔電話〕 082-223-6111 〔場所〕 広島県庁農林庁舎1階（広島市中区基町 10-52）

(R8.3)